○株式会社海外交通・都市開発事業支

援機構法(平成二六年四月一八日法律第二四号)

一、**提案理由**(平成二六年三月二六日・衆議院国土交通委)

明申し上げます。○太田国務大臣 ただいま議題となりました株式会社海外交

進することが必要です。成長を我が国に最大限取り込むため、我が国事業者の参入を促済成長により、今後の継続的な拡大が見込まれており、海外の世界のインフラ市場は、新興国を中心に、急速な都市化と経世界のインフラ市場は、新興国を中心に、急速な都市化と経

海外におけるインフラ事業、特に交通や都市開発の事業につなっております。

このような背景を踏まえ、必要な対策を講ずるため、このた

株式会社海外交通·都市開発事業支援機構法

るため、国土交通大臣の認可により、株式会社海外交通・都市第一に、我が国事業者の海外インフラ市場への参入を促進す次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。びこの法律案を提案することとした次第です。

交通や都市開発の事業に対し、出資、専門家の派遣等を行うこ第二に、機構は、国土交通大臣の認可を受け、海外における

機構の発行済み株式総数の二分の一以上を保有することとして開発事業支援機構を設立することとしています。政府は、常時、

おります。

の対象となる事業者や支援の内容を客観的、中立的に決定する第三に、機構に海外交通・都市開発事業委員会を置き、支援

ととしております。

こととしております。

第四に、政府は、機構の社債や資金の借り入れに係る債務に

そのほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備をついて保証をすることができることとしております。

行うこととしております。

くお願い申し上げます。 この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろし以上が、この法律案を提案する理由であります。

七一

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二六年四月四日)

上げます。 ○梶山弘志君 ただいま議題となりました法律案につきまし

行済み株式の総数の二分の一以上の株式を保有していなければ特に対して支援を行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機等に対して支援を行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機等に対して支援を行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機等に対して支援を行う株式会社海外交通・都市開発事業を行う者

専門家の派遣等の業務を営むこと、対する出資及び資金の貸し付けのほか、当該事業者等に対する第二に、機構は、国土交通大臣の認可を受け、対象事業者に

ならないこと、

を決定するに当たって従うべき基準を定めること第三に、国土交通大臣は、機構が支援の対象となる事業者等

などであります。

を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもっ田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二日、質疑本案は、去る三月二十四日本委員会に付託され、二十六日太

なお、本案に対し附帯決議が付されました。て原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(平成二六年四月二日)

運用について遺漏なきを期すべきである。 政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、

に引き渡す等適切に対応すること。また、機構の将来的な在交通又は都市開発事業の支援を行うに当たっては、民業補完を入促進に資することとなるよう努めるとともに、事業の進歩に応じた適時的確なモニタリングを行い、支援の効果の把握に努め、所期の目的が達成されたと判断したときは、民業補完を通又は都市開発事業の支援を行うに当たっては、民業補完を通りを渡すること。また、機構が海外におけるを通りを渡する。また、機構が海外におけるというでは、民業補完を通りを表する。また、機構の将来的な在との観点がある。

施策の効果的な実施に努めること。 及び関係機関との間で密接な連携と協力を図ることにより、二 機構と他の類似機関との機能分担を明確にし、関係省庁間

り方について適宜検討を行うこと。

業全体として長期収益性の確保が図られるものとなるよう配における我が国の知識・技術・経験が十分活用され、投資事三 機構が支援する対象事業については、交通・都市開発分野

係省庁間で協議の上、柔軟に検討し、必要な場合は拡充を行を早急に定めること。なお、対象事業の範囲については、関慮すること。また、これらの考え方を明らかにした支援基準

の客観的・中立的な判断や運営が確保されているかを含め、事業委員会の役割が極めて重要であることに鑑み、同委員会る事業者及び支援の内容の決定等を行う海外交通・都市開発四 機構が対象事業の支援を適正に行う上で、支援の対象とな

機構に対し必要な監督を行うこと。

手国との人的ネットワークの構築に積極的に取り組むこと。が図られるよう必要な支援に努めるとともに、人材育成や相営を成功させるために必要な人材の確保及び積極的な活用等な能力を有する人材が必要となることに鑑み、機構の業務運业 機構がその機能を十分に発揮するためには、民間の専門的工

三、参議院国土交通委員長報告(平成二六年四月一一日)

○藤本祐司君 おはようございます。

員会における審査の経過と結果を報告いたします。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法者等に対し出資、専門家の派遣等の支援を行うことにより、海本法律案は、海外において交通事業又は都市開発事業を行う

亳拝巻ರ爰幾帯と受立(ようにするよりです。 外市場への参入の促進を図るため、株式会社海外交通・都市開

委員会におきましては、機構を設立する必要性、インフラの発事業支援機構を設立しようとするものです。

御承知願います。理等について質疑が行われました。その詳細は会議録によって海外展開に向けた取組の在り方、機構の業務におけるリスク管

智委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。して辰已孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表

決すべきものと決定いたしました。 次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可

なお、本法律案に対して附帯決議が付されています。決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○附带決議(平成二六年四月一○日)

を講じ、その運用に万全を期すべきである。
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置

交通又は都市開発事業の支援を行うに当たっては、民業補完一 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が海外におけるを講じ その選用に万全を期すべきである。

七三

参入促進に資するよう努めるとともに、事業の進捗に応じたの観点から、民間のニーズを適切に把握し、我が国事業者の

の整備を積極的に支援するなど、

我が国事業者の投資環境の

ら生じる投資リスクの低減に資するため、知見の蓄積・共有、

層の整備に努めること。また、法制度や契約手法の相違か

て適宜検討を行うこと。等適切に対応すること。また、機構の将来的な在り方につい所期の目的が達成されたと判断したときは、民間に引き渡す適時的確なモニタリングを行い、支援の効果の把握に努め、

の客観的・中立的な判断や運営が確保されているかを含め、事業委員会の役割が極めて重要であることに鑑み、同委員会事業者及び支援の内容の決定等を行う海外交通・都市開発三 機構が対象事業の支援を適正に行う上で、支援の対象とな

右決議する。

機構に対し必要な監督を行うこと。

五 対象事業の相手国におけるインフラ関連法制や入札制度等相手国との人的ネットワークの構築に積極的に取り組むこと。等が図られるよう必要な支援に努めるとともに、人材育成やの専門的な能力を有する所要の人材の確保及び積極的な活用四 機構がその機能を十分に発揮できるようにするため、民間

を含めた支援体制の在り方について適宜必要な見直しを図るたって、インフラ海外展開を戦略的に推進するとともにそれらと同様の類似機関との機能分担を明確にするとともにそれらと同様めること。また、海外インフラ市場において我が国の企業のとなること。また、海外インフラ市場において我が国の企業のあること。また、海外インフラ市場において我が国の企業のがあること。また、海外インフラ市場において我が国の企業のでいた。というには、大学に対して、大学に対し、大学に対して、大学に対しないが対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学に対し、対学に対していいが通りでは対しましている。